平成２２年（フ）第９０４号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地46棟305号
債務者　松村　富夫
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝俣　　豪
4　破産債権の届出期間　平成22年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月６日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０５号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地46棟305号
債務者　松村　貞身
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝俣　　豪
4　破産債権の届出期間　平成22年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月６日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７１号
静岡県浜松市中区萩丘４丁目19番19号　若竹荘１－Ｃ、前住所静岡県浜松市中区小豆餅４丁目20番17号
債務者　大池　俊博
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　一統
4　破産債権の届出期間　平成22年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
千葉県松戸市小金原９丁目17番地の32
債務者　中川　　功
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　義恭
4　破産債権の届出期間　平成22年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２３５号
千葉県柏市豊四季343番地13　ブラウンヒルズ101号
債務者　高原　伸一
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古井　正二
4　破産債権の届出期間　平成22年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月９日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２５８号
千葉県松戸市八ケ崎４丁目28番地の15ライラック201号
債務者　渡部　公一
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　芳範
4　破産債権の届出期間　平成22年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月９日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６１４６号
埼玉県さいたま市岩槻区太田２丁目９－30
債務者　宗像　克治
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴巻　　暁
4　破産債権の届出期間　平成22年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月12日午後４時
6　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２８０号
千葉県山武郡横芝光町横芝2065番地３
債務者　土屋　初音
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　秀彦
4　破産債権の届出期間　平成22年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５８７６号
茨城県牛久市奥原町2101
債務者　冨山　良一
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　布施　和基
4　破産債権の届出期間　平成22年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８７７号
茨城県牛久市奥原町2101
債務者　冨山　光子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　布施　和基
4　破産債権の届出期間　平成22年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６３００号
東京都世田谷区大蔵１－14－14－301
債務者　鷲野　友嘉
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣渡　　鉄
4　破産債権の届出期間　平成22年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２２年（フ）第９２号
福井県坂井市春江町本堂23号34番地の１
債務者　福井鋳造協業組合
代表者代表理事　冨永　真央
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１０６号
函館市桔梗３丁目13番４号
債務者　田山都紀子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１３７号
北海道北斗市中央２丁目４番８号
債務者　鉢呂　明美
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１４３号
函館市中道１丁目32番15号
債務者　古川　清美
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１４５号
函館市柏木町１番７号
債務者　瀧江　孔明
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
函館地方裁判所